特定非営利活動法人わかば定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人わかばという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都西多摩郡瑞穂町に置く。

（目的）

第３条　この法人は、会員の協働による運営の下、学校から帰宅しても就労等で保護者が家におらず適切な監護が受けられない小学校就学児童を一時的に預かり、集団生活の中で基本的な生活習慣及び健全な遊びを身に付けるとともに、保護者が安心して働き子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動）

第４条　この法人は、前条に規定する目的（以下「目的」という。）を達成するため、子どもの健全育成を図る活動に係る特定非営利活動を行う。

（事業）

第５条　この法人は、目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる事業を行う。

（１）社会福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の運営（学童保育クラブ事業の運営）

（２）その他目的を達成するために必要と認める事業

第２章　会員

（会員）

第６条　この法人の会員（以下「会員」という。）は、正会員（目的に賛同して入会した個人をいう。）をもって特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）で定める社員とする。

（入会）

第７条　会員の入会について、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の規定による申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項に規定する者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（資格の喪失）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

（１）次条の退会届を提出したとき。

（２）本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（３）第１０条の規定により除名されたとき。

（退会）

第９条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出したときは、任意に退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当するとき、第１８条の総会（以下「総会」という。）の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の信用を失わせる行為、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定による除名をしようとするときは、当該会員にその旨を通知し、前項の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

３　この法人は、第１項に規定する除名の議決があったときは、当該会員に除名された理由を明らかにし、その旨を通知するものとする。

第３章　役員

（役員等）

第１１条　この法人に、次に掲げる役員を置く。

（１）理事　３人以上５人以内

（２）監事　１人以上３人以内

２　前項第１号の理事（以下「理事」という。）のうち、１人を理事長、２人以上４人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１２条　理事及び前条第１項第２号の監事（以下「監事」という。）は、総会において選任する。

２　前条第２項の理事長（以下「理事長」という。）及び同項の副理事長（以下「副理事長」という。）は、理事の互選とする。

３　それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１３条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行分担し、及び理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順番によって、その職務を代行する。

3　理事は、第１８条の理事会（以下「理事会」という。）を構成し、この定款の定め及び総会又は理事の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産を監査すること。
（3）前２号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の規定による報告をするために必要があると認めるときは、総会を招集すること。
（5）第１号の状況又は第２号の財産について、理事に意見を述べること。

（任期）
第１４条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後に、最少役員数を欠くときは、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１５条　役員のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

（解任）
第１６条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとするときは、同項の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１７条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

（会議）
第１８条　この法人の会議は、総会、及び理事会とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第１９条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の議決事項）

第２０条　総会は、この法人の運営に関する次に掲げる事項を議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）会員の除名

（４）事業計画及び予算

（５）事業報告及び決算

（６）役員の選任及び解任

（７）役員の職務及び報酬

（８）資産管理の方法

（９）解散における残余財産の帰属

（１０）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２１条　第１８条第２項の通常総会（以下「通常総会」という。）は、毎年１回開催する。

２　第１８条第２項の臨時総会（以下「臨時総会」という。）は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会において臨時総会の招集を議決したとき。

（２）正会員の総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１３条第４項第４号の規定により招集するとき。

（総会の招集）

第２２条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、その開催の日の５日前までに、正会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第２３条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２４条　総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

（総会の議決）

第２５条　総会における議決事項は、第２２条第３項の規定による通知（以下「総会召集通知」という。）をした事項とする。

２　総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２６条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、総会招集通知があった事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決し、又は委任した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用について出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２７条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員数及び出席者数（前条第２項の規定による表決又は委任があったときは、その数を付記すること）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）次項の議事録署名人の選任に関する事項

２　前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人（以下「議事録署名人」という。）２人が記名押印し、又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２８条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の議決事項）

第２９条　理事会は、次に掲げる事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３０条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めるとき。

（２）理事の総数２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３１条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事長は前項の規定による招集をするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、その開催の日の５日前までに、理事に通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３２条　理事会の議長は、理事長をもって充てる。

（理事会の議決）

第３３条　理事会における議決事項は、第３１条第３項の規定による通知（以下「理事会招集通知」という。）をした事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３４条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、理事会招集通知があった事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用について、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３５条　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（前条第２項の規定による表決があったときは、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２人が記名押印し、又は署名しなければならない。

第５章　資産

（資産の構成）

第３６条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）寄附金品

（３）財産から生じる収益

（４）事業に伴う収益

（５）その他の収益

（資産の区分）

第３７条　この法人の資産は、第５条に規定する特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第３８条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会計

（会計の原則）

第３９条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第４０条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第４１条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４２条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４３条　前条の規定にかかわらず、理事長は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、当該予算の成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第４４条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類及び財産目録は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４６条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、並びに法人の解散及び合併

（定款の変更）

第４７条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４８条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動の係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠乏

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）法第４３条の規定による設立の認証の取消し

２　前項第１号に規定する事由により解散するときは、正会員数４分の３以上の議決を経なければならない。

３　法第３１条第２項の規定により第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第４９条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第５０条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数４分の３以上の議決を経て、かつ法第３４条第３項の規定により所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５１条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載しておこなう。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５２条　この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第５３条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５４条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

２　職員の定数、給与その他職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第５５条　この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　松尾　洋子
副理事長　安居院　知美
副理事長　飯田　祐子
副理事長　[redacted]野　泰子
監事　　戸谷　勇

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１４条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２８年６月３０日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は０円とする。

附　則

この定款は、令和５年５月１１日から施行する。

[redacted]